

県南広域振興局長告示第27号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成31年3月22日

県南広域振興局長 細川倫史

1 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310611652	ホームケアクリニックえん	ホームケアクリニックえん	北上市青柳町二丁目5番15号	平成31年2月28日

2 介護予防訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310611652	ホームケアクリニックえん	訪問リハビリテーションえん	北上市青柳町二丁目5番15号	平成31年2月28日

3 介護予防居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310611652	ホームケアクリニックえん	ホームケアクリニックえん	北上市青柳町二丁目5番15号	平成31年2月28日